

平成27年度第1回三重県食の安全・安心確保のための検討会議

日時 平成27年8月7日（金） 午後2時から午後4時

場所 三重県合同ビル 4階 G401 会議室

出席委員 10名（欠席者なし）

会議の公開 会議は公開開催。傍聴者なし。

- 議事事項 (1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（平成26年度版）（案）について
(2) 平成27年度食の安全・安心確保に関する事業（報告）について
(3) 三重県食の安全・安心の確保に関する条例及び規則の一部改正（報告）について
(4) 三重県食の安全・安心確保基本方針の改正（報告）について

三重県食の安全・安心確保のための検討会議質疑概要

事項（1）

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（平成26年度版）（案）について

■基本的方向1

（委員）10ページ下から6行目の「農場HACCP」の対象は豚、鶏、牛でいいのか。

（県）現在の対象は養豚、養鶏である。

（委員）現在は、鶏で2農場、モデル農場があるということか。他府県はどうか。他府県では導入が進んでいるのか。

（県）詳細な数字は手元にはないが、他府県では導入が進んでいる。

（委員）三重県は他府県に比べて導入が遅れているのか。

（県）遅れている。今後進めていく予定である。

（委員）養鶏の最大のリスクは何か。HACCPとは危害防止の取組も意味していると思うが、何を排除、コントロールする目的で行っているのか。

（県）HACCP方式に基づいて農場管理を行うということであって、特定の危害を想定して管理を行うわけではない。

（委員）鶏において最大のリスクはカンピロバクターである。食品として食品衛生のタ

ターゲットとするのはカンピロバクターの除去である。食鳥処理の前にカンピロバクターが検出されないようコントロールしておけばよい。そういったもの（危害防止のためのターゲット）ではないのか。

(県) 食品衛生だけに特化しているHACCPではないので、必ずしもカンピロバクターを危害要因として設定していない。

(委員) 最終的に食品とする時に最大危害が発生する。(鶏の病気を防止するのに与えた) 抗生物質が(肉に)残るのも困る。現在は生産者の皆さんががんばって残留農薬等が出ないというようにほぼコントロールできている。そうすると、残る最大リスクは細菌ということになる。事前に、それらをコントロールしないとイケないのではと思う。

(委員) (HACCPの導入が他府県より)遅れているということならば他県がどういう形で導入等進めているのか、モデルの2農場が少なく、もっと数を増やす等しなくてはならないという意味なのかと思い質問させていただいた。豚についてはまだモデル農場もないということなのか。

(県) 豚についてはまだである。今はHACCPの概念を取り入れた生産管理の導入を啓発している状況である。

(委員) 12ページの食品表示に関する監視指導について、景品表示法に基づいて食品表示の指導を行ったとあるが、具体的にどのような場所で指導をされたのかを教えてください。

(県) 昨年度については「メニュー、料理等にかかる食品表示に係る景品表示法上のガイドライン(考え方)」の策定を受けて、適正表示の指導を行った。

(委員) 主に外食産業について行われたのか。

(県) そうだ。景品表示の対象はいろいろある中で、そこ(メニュー表示)に注力したものである。

(委員) 了解した。

(委員) 15ページ「食品等の試験・検査」について。牛肉については放射性物質の全頭検査を行っているということだが、食品そのものを検査するのではなく、例えば魚については、海から生産されているので、海に関しての放射性物質の検査が、輸出時には求められる。その辺のデータの整理についてはどうしているのか。

(県) 私どもでは、食品に対する放射性物質の検査についてはできる態勢が整っているが、海の検査については、食品の方では扱っていない。

(委員) 現実としては、海そのものの(放射性物質の)データを求められることがある。

(委員) それについて、私どもの会社に「お客様の声を聞く」という部署があり、時折放射性物質についての御意見で「検査をやっているのか」と詰め寄られるケースがある。そういったチェックや公表については、していただくとありがたいと思う。

(県) 東日本大震災以降定められた区域があり、そこで、今でも指定された食品について検査を行っている。検査結果は、国のHPに掲載されている。かなりの数の区域があり検査を行っており、現在も一部の区域では不適合が出ることもある。検査は主として出荷前の段階で実施されており、その場合は出荷停止となり、それらは市場の流通はしていない。三重県は、被災地から距離があるので、検査を受ける指定を受けておらず、検査をしていない。

(委員) 消費者の声としてはあるわけか。

(委員) 自分の団体にも、未だに放射性物質について心配の声があがってきている。魚も海でつながっているので、その辺はどうか。それから、以前にはずっと検査をすると言っていて、今は何かあった時に検査をします、となっているが、三重県では問題はないのか。

(県) これまでの食品の検査結果から考えるとない。

(委員) 国のHPに書いてあるとおっしゃったが、未だに不安の声を聞くと言うことは、取組が周知されていないと思う。もう少し、国は出荷前にこういうことを行っている等、消費者に教えていただくと、と思う。

(委員) いろんな講習会、研修会が何回開かれたか記載されている。検査でもそうだが、それらは予算の範囲内で最大の効果を発揮するよう設定されていると考えてよいのか。母数を考えると、その母数に対してどれだけ行っているのか、わかるどころとわからないところがある。

(委員) 食品衛生協会は食の安全・安心の取組を行っており、手足となる部署も持っているが、手足を持っていない他の団体は、例えば米トレーサビリティ法関連事項や、税務署の税改正に係る対応について(業者へ伝達する)方法がない。自分達は毎月、県内各地で研修会を開催している。当然県の指示、援助を受けて一緒にやっているが、(他の団体等から)時間を5分でもいいからもっと研修会等に割いてほしい、と言われる。消費者の不当表示問題でも、昨年度、食品衛生協会は県に協力したが、(研修

会、説明会等) 実施しきれない。県に、検査、監視指導の強化とは、どんな強化をしているのか聞きたい。どんどん人を減らしているのに、何をしているかわからない。協会を頼ってもらうのは非常にうれしいが、手足のない他の団体についても一緒にやっていくべきではないか。

(委員) 我々の会社でも地場の地物を販売している。その話に関連して、生産者の方の情報量が少ないということを感じる。食品表示法が本当に難しく、興味があって勉強している方が非常に多いが、自分のところは関係ないと考えている人も多い。ここは公的な機関の勉強会の必要性を感じており、そういう機会も考えていただきたいと思う。

■基本的方向 2

(委員) 次は基本的方向 2 について、17 ページから 27 ページで何か御意見はあるか。

(委員) PR について、県がどのように広く県民に情報発信をしているのかが非常に気になる。興味のある人は (HP 等) たどり着くが、例えば「みえの安心食材」について、学生に聞いても、(マークのついた食材を) 購入しているはずなのに見たことはあるが、意味をよく知らないという。頻繁に「HP で情報発信をした」と記載が出てくるが、そこから一步踏み出した情報発信の工夫が必要なのではないか。自分が教える対象である学校現場、教育、PTA において、こういう情報がどこで得られるという説明をする物が先にいると感じる。県の HP に載っている情報が何か先生方は知らない。総合的な学習の時間で、食の安全・安心について教える材料として、県の HP を利用すればいいのだが、(そういう材料があることを) 誰が教えるのかと思う。自分は何か機会があれば伝えているが、県でも何かもう少し工夫が必要だと思ったので、伝えておく。

(委員) 安心食材の話について。これをスーパーの食材に貼って、行政も農業も一緒になってこれは安心だと言う。そのバックボーンは GAP である。今はこのマークがついていても (三重の食材が) サミット等で使われる事はないが、GAP という完璧なバックボーンを備えた物なら非常に重要なマークになると思う。シールを食材に貼っただけというのではなく、バックボーンも骨太な物にしていただければ、オリンピックなどで三重県産の食材は大きな PR になると思うのだが。

(県) 安心食材の PR についてですか。

(委員) バックボーンについてだ。

(県) GAP と「みえの安心食材」の考え方についてですが、「みえの安心食材」は減農薬、減化学肥料が前提にある。

(委員) 日本は今までは島国だったからいいが、現在は世界の食品衛生において理論上は最悪で、中国、韓国に負けている。日本は物が良いが、国際的なスタンダードを使用して生産していないと思う。

(県) 日本は現在、輸入管理を行っている。ここでもついて回るのはGAPである。グローバルGAPがあるが、認定はドイツが元になっていて認証されにくいいため少なくともJ-GAPまでは行こうという意気込みでやっている。

(委員) 少なくとも松阪牛は松阪のと畜場で作った物を輸出できるようにしてほしい。必要なことではないか。三重県でと畜した松阪牛が衛生基準に達していなくて輸出できない、施設も整っていない。

(委員) 23 ページの伊勢茶GAPについて。課題の所の4番目に「取組レベルに差があるため」というのはどういう事か。

(県) 生産者のレベルで、浸透しきっていない部分がある。その差を埋めるため、業界が「モデル工場」を指定している。そこにGAPを浸透させるため、J-GAPの研修を受けてもらう形等で取組を広げていっている。GAPも、疎遠な人は全然見向きもしないが、やり始めた人は、それが軌道に乗ってくるとどんどん前へ進む形になる。それが意識の差になって出てくる。現在はどちらかという指導者を育成するという形で行っているので、(モデル茶工業の) 21 施設を核とし、そこから広げてもらおうとしている。

(委員) 21 工場の人たちは同じ方向を向いて取組をしていただいているということか。それ以外の所と取組レベルの差があるということですか。

(県) そうだ。

(委員) 了解した。

■基本的方向3

(委員) それでは、基本的方向3について。28 ページから 33 ページまでで何か御意見はあるか。

(委員) 出前トークについて。9 回開催とあるが、どういう所に行ったのか。

(県) 内訳については、半分ほどは公民館で行っている。後は学校などもある。

(委員) 学校というのは、対象は子どもですか。

(県) 昨年度だと、中学生、高校生である。

(委員) 学校には出前トークが浸透しているのか。

(県) 浸透度については不明だが、今年もあるところからは出前トークの依頼をいただいている。学校からではないが、学校関係である。

(委員) 主にどのような内容で行われているのか。

(県) 主に食の安全・安心に係る行政の取組についてである。時間は1時間くらいなので、こういったことに取り組んでいるという話。例えば、行政がどのように監視指導を行っているか非常に関心が高いので、その話や、食品表示、食品衛生。食の安全・安心は広範囲なので、まず、きっかけになるような話をしている。子どもたちに食の安全・安心に関心をもってもらいたいので、クイズ形式で楽しくまとめるようなやり方でもやっている。ぜひ、呼んでいただきたいと思う。

(委員) 以前に来てもらった事もある。

(委員) この会議に来るに当たって、県のHPを見せていただいた。そして子どもの食の所だったか、食中毒等について低学年向けのページがあったので見たところ、内容は(昔から)そんなに変わらないと思うが、平成15年度の内容が載っていた。平成27年度になっているのだから、もう少し新しい内容に変えてほしいと思う。見間違いかもしれないが。

(県) 後で、どの内容かを教えていただき、対応したい。

(委員) いい内容が載っていると思って見ていた。食について、(栄養士会でも)保育園、幼稚園で取組を行っている。なので、県はどのような取組をしているのかHPを見たところ、たまたま(古い内容の物を)見てしまったので、後で確認して欲しい。

(県) 了解した。

(委員) 食中毒の情報発信について。先日テレビを見て、ニュースで食中毒警報が出ているのを知ったが、なかなか警報が出ていることがわからない。以前はスーパー等で警報が出ている印を出していたと思う。学校とかでも、昔光化学スモックが発生したとき旗を立てるなどしていたと思うが、例えば地域の放送等を使って周知をすれば、聞いた子どもが手洗いを一生懸命するのではないか。食品管理も気をつけたり、普段気にしない人も少しは気にすると思うので、周知の仕方を考えていただけるとよいと思う。

(県) 食中毒警報は自分たちが実施しているが、一番広く知ってもらえるのは、マスコミに情報提供することだ。それ以外にも、食品衛生協会を通じて周知することが多いが、調理師の方たちには周知させていただくことが多い。他、学校、保育園等、市町を含めた関係部署に情報提供をしている。目立たないので申し訳ないが、保健所に看板も立てている。消費者に直接情報提供するのは難しいが、なるべく事業者には情報が行き届くよう努力はしている。

(委員) 情報提供後、提供した事業者には何か働きかけているか。

(県) 事業者が提供された情報をその後どうするかは、県から指示をすることはできないが、事業者に情報を到達させるところまでは責任をもって行っている。

(委員) 自分の以前の勤務先は県の「食の安全・安心ひろば」のメールマガジンを送ってもらうように登録してあったため、それによって食中毒警報等の情報は入ってきていた。

(委員) 今は警察の不審者情報のように、携帯サイトでも情報が得られるように、警察のサイトに併記することはできないのか。

(県) そこ（警察のサイト）に併記するのは難しい。

(委員) ちょうど食品関係者団体が同席しているのだから、看板を作ってもらう等して情報を流してもらうよう頼んだらどうか。

(県) その点については別途考える。

(委員) 当方の会社では警報が出た段階で情報提供している。今回は岐阜県が一番早かったが、当方でポップ、掲示物を作成し、全店に、冷蔵ケースの見えるところに等間隔に並べるよう指示を出している。メールサービスで情報周知をしている都道府県もあるようだし、周知の一つの方法として考えていきたいと思う。

(委員) 現在、県政だより、子育て情報誌等への掲載という方法でも情報発信を行われている。今後の対応の箇所「若い世代への対応」が記載されているが、若い世代の人の関心が低いことが問題だと思うので、是非続けて行ってほしいと思う。

■基本的方向 4

(委員) 最後の項目で基本的方向 4、34～38 ページまでについてはどうか。

(委員) 34 ページ施策 1「人材の育成」の文章であるが、施策の実施状況、課題、今後の対応の書き方について、同じ事が繰り返し書かれているような気がする。そこだけ

でなく、全般的に、施策の実施状況を受けて、課題、今後の対応の記述の流れになっていないところがあり、気になった。そこのあたりは各部署ともう一度見直してほしい。

(委員) それでは、全体を通して。最初に戻っていただいてもいいし、個別なことではなく、去年の取組に対して御意見、御感想をいただけたらと思う。

(委員) 10 ページだが、「飼養衛生管理基準の遵守指導」の中に「みつ峰」とある。当方では蜂蜜を使った商品開発をしているが、具体的にどのような指導をしているのか。

(県) みつ峰については、他の家畜と同様に適切な飼育管理があり、指導を行っている。みつ峰も家畜として分類されるが、腐蛆（ふそ）病等の伝染病があり、それらを防ぐための飼育管理を指導している。

(委員) みつ峰は畜産に分類されるのか。

(県) そうだ。

(委員) まだ勉強中なのだが、HACCPについて。スーパーでのHACCPの取組はまだこれからの状態である。基本的に一般衛生管理にとどまっている。衛生管理全般がHACCPに含まれると聞いたが、今後どのように教えていただけるのか、そのような予定があれば教えてもらいたい。

(県) それは、HACCPの研修会ということか。

(委員) そうだ。

(県) HACCPについては、販売店については難しいものがある。当方では、HACCPの導入を進めていきたいが、販売店で危害分析をどのようにするかが難しく、製造業とは違う部分もあるので、保健所や食品安全課でご相談させていただく形になるかと思う。講習会についても、HACCP特定の講習会を行っているわけではないが、衛生講習会の中でHACCPの考え方について話をしたいと思う。その中でも周知をしていきたい。

(委員) 事業所が多く、変化要因が多い部分の難しさを痛感しているが、考え方については、早急に取り入れていきたいと思う。

(委員) ジビエ料理について。鳥獣害はなかなか減っていないのだが、ジビエの料理の店や、消費量は現在どうなっているのか。

(県) ジビエの登録状況は、平成 26 年度からみえジビエのマニュアルを守っている解体施設、加工施設、販売施設（飲食店）に登録してもらっているが、平成 26 年度は 25 事業者、44 施設の登録がある。

(委員) 消費は増えているのか。

(県) 増えているとは思われる。しかし爆発的に消費量が増えるものではない。鳥獣害頭数と関係して難しいところだと思う。

(委員) 知事は、大きな事業者と結構取組を進められていたと思う。ジビエは以前よく見たと思うが、最近はあまり見なくなったようだが。

(県) 取扱店舗は増えている。一般の料理とともに提供しているレストランは増えていると思われる。

(委員) マニュアル（「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル）が出来たということで、安全・安心確保をした状態で流通しているということだろうと思う。今までは野放しだったかもしれないが。

(県) 補足をすると、利活用の頭数は県で把握している。鹿と猪をあわせての頭数だが、24 年度は 1037 頭、25 年度は 1066 頭、最新データの 26 年度は 1243 頭で、鹿と猪の割合は不明だが、着実に増えてきている。それは食品衛生法上の施設の許可を得た所に照会をかけて調査したものだ。ただ、消費量というとなかなか把握できていない。

(委員) 当社でも販売している店舗数を増やしているのだが、料理用途について消費者が困っているのが実情なので、こういったところでもサポートをお願いしたい。

(委員) 最後に、報告書というものは文書で書かなくてはいけないこと等は重々承知ではあるが、「施策の実施状況」「課題」「今後の対応」について、例えば「施策の実施状況」の 1 つ目の文章に「課題」の 1 つ目、2 つ目の文章が対応しているといったように、非常に読みにくい。それぞれ対応箇所がわかるように記載すると大変だろうか。考えてほしい。

事項（2）

平成 27 年度食の安全・安心確保に関する事業（報告）について

(委員) 先ほどの「年次報告書」との関係だが、年次報告書の「今後の対応」と記載されているところは、それを受けて、行動計画が記載されていると思うが。

(事務局) その通りだ。平成 26 年度年次報告書の「今後の対応」の記載をうけて、平成 27 年度の行動計画が記載されている。

(委員) 行動計画の内容で、年次報告書の内容を受けていないところがあるように感じた。それから、(行動計画の) 内容で「具体的取組」について具体的に記載されているところと、そうでないところがある。促進とか、普及とか、啓発とか、例えば「県民の理解、向上を図ります」とあるが、それでは具体的な取組がわからない。かと思うと、本当に具体的に記載されているところもある。それが読んでいる時に違和感があった。

(県) 御意見ありがとうございます。対応する。

(委員) 基本的方向 3, 4 で食育や給食等に触れられているが、我々魚の関係者は、子どもたちの食生活における魚がどうなるのか、危機感を持っている。給食の話もいただくのだが、旬の物を提供したいのに、学校給食ではそれはできないとか、生が一番おいしい魚でも、生では食べさせられない、高級なマグロであってもだめであるとか。それは学校施設によって異なると思うが、そういう情報について行政はどのように給食にかかる食の安全・安心を指導されているのか、そういう情報が当方にもあれば、商品の提供の仕方も考えていけるのかなと思うので、事業者としては、そういう情報もいただきたいと思う。

(委員) それは要望ということでよろしいか。

(委員) 結構だ。

(委員) それから、三重県特有の内容かと思うが、最初に説明があった農場HACCPやGAPについて、近隣の県や全国的な動向から見て三重県の取組がどうかということについては、もちろん確認してから記載していらっしゃると思うのだが。

(県) GAPにしても、補助金の関係もあるので、全国での三重県の立ち位置等も踏まえながら行っている。GAPの導入は産地で行うようにして現在 110 産地が対象になっており、そのうち 55 パーセントほどがGAP、土作り、減農薬、減化学肥料を達成するため行っている。当然、現在の全国の中の県の立ち位置やグローバルな視点から取組を行わなくてはならないと考えている。

(委員) 三重県は農林水産で押している県なので、その点で他をリードしていただきたい。

(委員) 以前県からパブリックコメントを求められたときに、「コンプライアンス意識の向上」の事項で「コンプライアンス研修」について意見を出したところ、「県が事

業者に対して講習等を行う際に一緒に説明し意識の向上を図る」という回答をいただいた。それを受けて研修時などに、コンプライアンスについても周知されているかどうかを教えてほしい。それから、食品表示のことだが、消費者庁で食品表示法が施行され、機能性表示食品ができた。それについて、特保は（効能等が）立証されて、国から許可を得て表示しているが、機能性食品については、消費者庁から「このような内容で（機能性食品の）表示をしてもよいですよ」という感じで表示されている、とのことだった。それについて、消費者からの苦情、問題が何かあるのか、そして、県はその関連の問題発生等認識されているかを教えていただきたい。

（県）米穀コンプライアンス推進員を県に設置し、米穀取扱事業者を中心に聞き取り調査を行った。件数は102件である。調査結果は、経営者には意識があるが、従業員に意識が浸透していないとでた。それをまとめ、事業者等の声も受けて「コンプライアンスチェックリスト」を作成し（※実物を委員に提示した）、今年度監視指導時には、必ずこのリストの説明もさせていただいている。少しでも会社として意識を持ってもらい、行動に移してもらおうと考えている。

それから、昨年度の「三重県食の安全・安心確保推進月間」と同様に、今年も月間中にコンプライアンス研修会を開催する予定である。四日市と伊勢の食品関係事業者の多い地区でコンプライアンスをテーマに行いたいと考えている。協会に加入していない事業者もいるので、食品表示法、米及び牛トレサビリティ法、食品衛生法等の説明を含んだ内容にしたいと考えている。

（県）申し訳ないが、機能性表示食品については所用で担当不在なため、質問を持ち帰って、後日、課としての回答をさせていただきたい。

（委員）了解した。

（委員）機能性表示食品についてだが、特保等、県と三重県栄養士会で説明用の冊子を作成している。現在作成中だが、完成次第、委員へ送付させていただきたい。栄養士会でも、機能性食品について、鈴鹿医療科学大学の長村先生の研修会を実施するので、ぜひ参加してほしい。日時を後日お知らせする。

（委員）了解した。

（委員）先ほどの平成26年度版年次報告書については、県議会に提出されるということではよろしいか。それから、公表に向けて当検討会議で出された意見も確認等行い、事務を進めていただきたい。行動計画については、内容についてあまり意見は出なかったが、ここに記載されていることが、来年の報告書に成果として記載できるように取り組んでいただきたい。

事項（３）

三重県食の安全・安心の確保に関する条例及び規則の一部改正（報告）について

事項（４）

三重県食の安全・安心確保基本方針の改正（報告）について

※事項（３）、（４）はまとめて報告を行った。

（委員）これらは、食品表示法が施行されたことによる事務的な訂正だけなので、資料をご確認いただきたい。

事項（５）

その他

（委員）（行動計画の説明、資料について）26年度の年次報告を受けて、27年度（の行動計画）は変更があったと順に説明をいただいたが、（資料上で、変更箇所を）赤字にして欲しかった。（変更箇所を）探すのが大変で（説明だけだと）追っていくのが大変である。赤字か傍線を引いてわかりやすくしていただければ、つながりもわかりやすくなったと思う。

（事務局）了解した。御意見ありがとうございました。

（委員）食品表示法が施行されたが、特保、機能性表示食品がわかりにくい。消費者にも難しい。地産地消についても、最近はどこのお店でも農家から産地直送で、なるべく地産の物を使うようにしているが、一方では（きちんと生産者等の情報を出さずに産地直送だけをうたい）商品を置いているだけの店もあってどこまで信用できるかという問題がある。自分の家の近くに某スーパーが出店してきたが、産地直送といいながら、良くない様な物もあるようだ。そのようなことについても（県で考えてもらえるよう）今後よろしくお願ひしたい。

（委員）いろいろ御意見ありがとうございました。事務局へお返すする。

※以下、県事務局からの閉会の挨拶

<終了>